

特定商取引に関する法律の改正に伴うクーリング・オフの対応に関するお知らせ

特定商取引に関する法律の改正により、2022年6月1日からクーリング・オフの申し出が**電磁的記録（電子メール、SNS等）**でもできるようになります。

（2022年5月31日までに締結する契約は今まで通りで大丈夫です。）

これに伴い、6月1日以降の特定継続的役務提供契約においては、概要書面と契約書面の文言を変更し、お客様に契約の解除に関する説明を行う際、電磁的記録でもクーリング・オフができる旨を加える必要があります。

■エステティックサービス契約書約款

※6月1日以降は、下記の赤字部分を加筆してお客様にお渡しください。

第6条 甲は、本契約を定める事項を記載した契約書面を受領した日から起算して8日以内であれば、書面**又は電磁的記録**により、入会金を含め契約を解除することができます。

第7条 前条による契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面**又は電磁的記録**を、乙宛てに発信した時に、その効力が発生するものとします。

●主な電磁的記録とは、電子メール／USBメモリ等の記録媒体／SNS／事業者のクーリング・オフ専用フォーム／FAX／等が該当します。

※方法が多岐にわたるため、クーリング・オフ専用のアドレス等を契約書に例示することをお勧めいたします。ただし、他の方法で申し出があっても受ける必要があります。

●法改正に対応していない概要書面及び契約書面に関しましては、各書面のクーリング・オフに関する文章に手書き、ゴム印等にて追記することで対応できます。

※空白部分にゴム印等で追加する際の文例（赤字）

契約の解除（クーリング・オフ）は、電磁的記録による通知でも可能です。その効力は発信した時に発生します。

●6月1日以降、「電磁的記録」でもクーリング・オフできる旨が記載されていない書面では、「書面不備」と判断され、正しく記載された書面を交付し説明した日から8日間がクーリング・オフの適用となりますのでご注意ください。